

コンパクトシティ推進に係る 支援施策の充実

国土交通省都市局都市計画課

1. はじめに

コンパクトシティの意義は、まちを単に縮小しようとするものではなく、人口減少を契機に、まちなかや拠点の価値を高め、より豊かな生活の実現を目指すものです。立地適正化計画制度は、このコンパクトシティの形成に向け、予算・税制等のインセンティブ策を講じながら、緩やかにまちなかや公共交通沿線への都市機能や住宅の立地誘導を図る制度です。

コンパクトシティの形成に向けては、都市全体

の観点から、公共交通ネットワークの再構築をはじめ、地域包括ケアシステムの実現、公共施設等の再編、中心市街地活性化等の関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要です。このため、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、市町村の取組が一層円滑に進められるよう、平成27年3月に関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」（以下、「支援チーム」。）が設置され、省庁横断的な支援体制が構築されました。

コンパクト・プラス・ネットワークに関連する主な支援措置

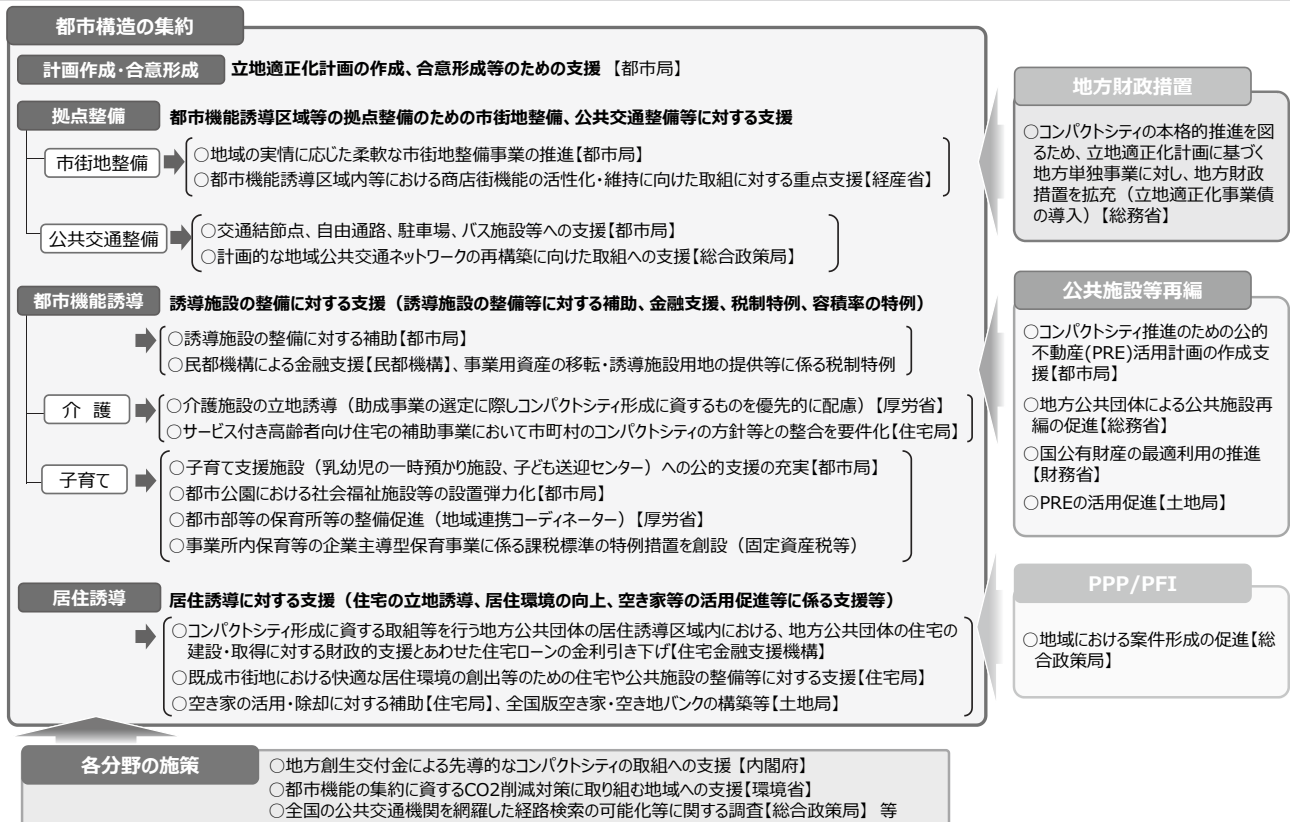
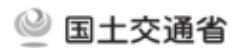


図1 コンパクト・プラス・ネットワークに関連する主な支援措置

本稿では、立地適正化計画の作成・実施に係る支援措置並びに支援チームの枠組を通じて連携強化を図ってきた各府省庁の支援施策を紹介します。

2. 立地適正化計画の作成・実施に係る主な支援措置

国土交通省では、立地適正化計画に係る措置として、立地適正化計画の作成や誘導施設等の整備などに対する支援を行っています。主な支援措置は以下の通りです。

2-1 コンパクトシティ形成支援事業

コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の作成等に係る費用について、補助率1/3～1/2での補助を行うこととしています。また今年度より、計画の作成支援に当たっては、「立地適正化計画に空きビル、空き店舗、空き家、低未利用地等の既存ストックの活用について記載すること」を追加し、より実効性の高い計画の策定に向けた支援を行っています。

2-2 都市再構築戦略事業

都市再構築戦略事業は、まちの拠点となるエリアへ都市の生活や企業活動を支える都市機能（医療施設・社会福祉施設・教育文化施設・子育て支援施設・体育施設）を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図ることを目的として、都市機能誘導区域内において、市町村が実施する駅周辺等における誘導施設整備に加えて誘導施設と一体的に実施する周辺施設整備に対して、社会資本整備総合交付金により交付率50%で支援を行っています（体育施設本体の整備に要する費用については支援対象外）。

2-3 都市機能立地支援事業

都市機能立地支援事業は、まちの拠点となるエリアへ都市の生活や企業生活を支える都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図ることを目的として、都市機能誘導区域内において、民間事業者等が実施する駅周辺等における誘導施設整備に対して、市町村等が公的不動産等活用支援を行う場合に補助率50%で支援を行っています。

立地適正化計画に係る支援措置

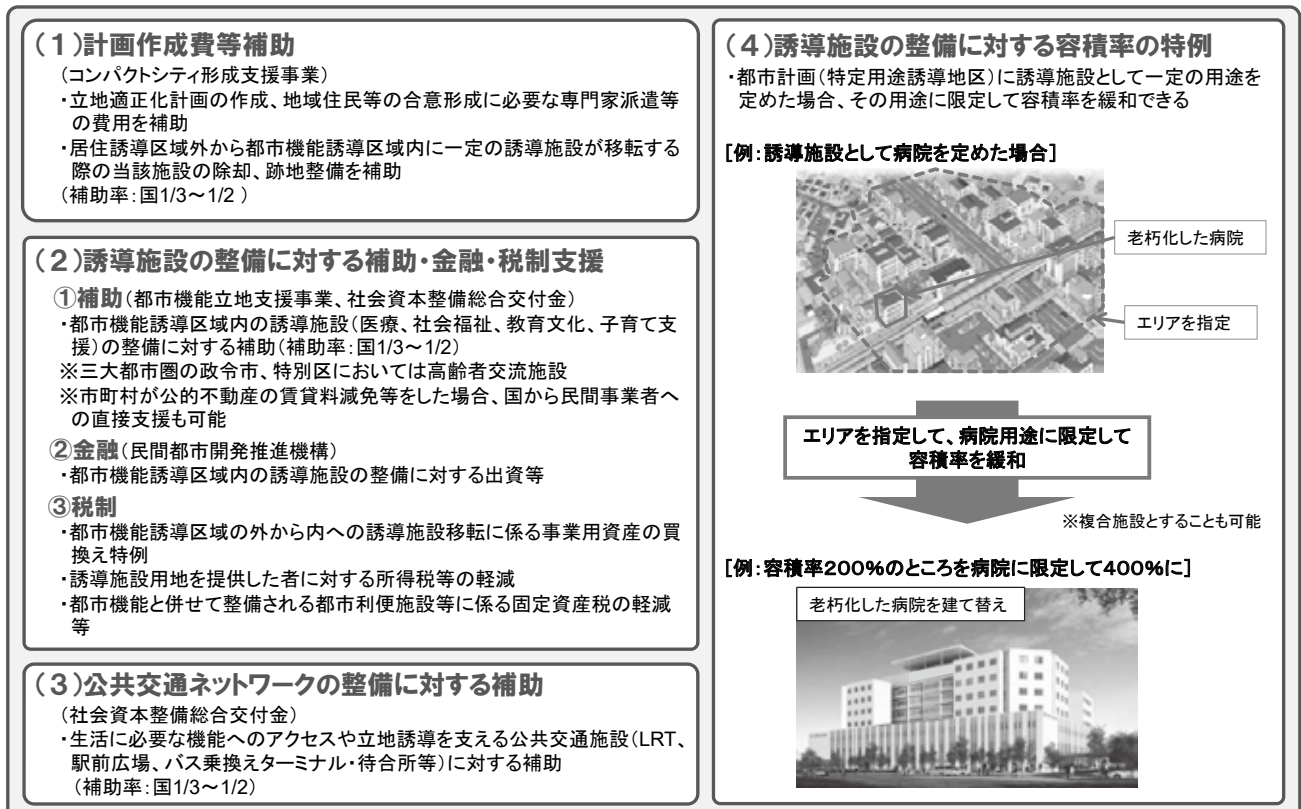
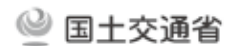


図2 立地適正化計画に係る支援措置

3. 各府省庁との主な連携施策

前述の支援チームの枠組みを通じ、支援施策の充実等に向け、各府省庁と連携して取り組んでいます。

3-1 地域医療介護総合確保基金における優先採択規定

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、介護や医療が必要な状態になっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう、住まいを中心に、医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。例えば、コンパクトな徒歩圏内に、スポーツや趣味を楽しむことができる通いの場をはじめ、高齢者の社会参加を促す場を用意し、介護予防に寄与する仕掛けづくりを行うことなどは、地域包括ケアシステムの構築とコンパクトシティの形成、双方に寄与する連携策と言えます。

平成28年3月には、地域包括ケアシステムの

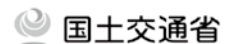
構築とコンパクトシティの形成の一体的推進を図るため、自治体において、関係部門間の連携推進、介護施設等の整備に当たっての配慮等に取り組むよう、全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議で周知が図られるとともに、地域医療介護総合確保基金の運用において、都道府県・市町村が選定する介護施設の整備事業の優先採択項目に、「コンパクトシティの形成に資する事業」を追加するなど、両施策の連携が進められています。

3-2 公共施設等適正管理推進事業債

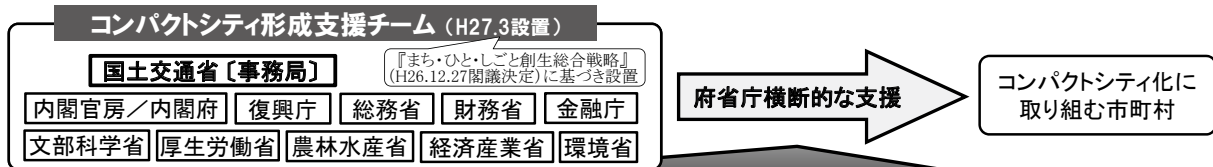
省庁横断的な支援を行うにあたり、コンパクトシティの推進に資する国庫補助事業の充実が重要な手立てとなりますが、国庫補助事業においては全国で統一した要件を設けることを基本とするため、実際の自治体の取組が、コンパクトシティ形成に向けた方向性は国庫補助事業と同じであっても、補助対象から外れるケースがあります。

こうした状況を踏まえ、総務省の公共施設等適正管理推進事業債では、平成29年度より、地域の実情に応じた取組を推進する観点から、立地適

コンパクトシティ形成支援チームによる省庁横断的な支援



- コンパクトシティの推進に当たっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化などのまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。
- このため、まちづくりの主体である市町村において施策間連携による効果的な計画が作成されるよう、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、市町村の取組を省庁横断的に支援。



(支援チームの主な取組)

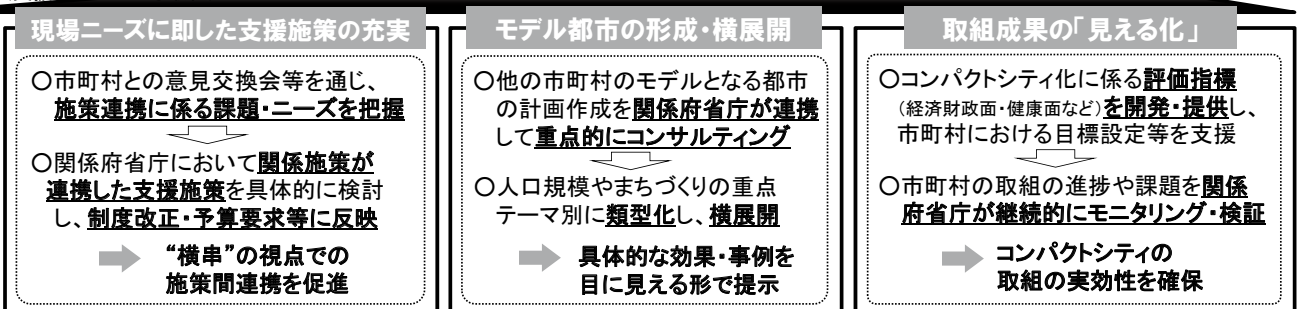


図3 コンパクトシティ形成支援チームによる省庁横断的な支援

正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業について、地方財政措置の拡充が図られました（立地適正化事業債）。具体的な措置内容としては、事業費の90%について地方債を充当可能とし、この地方債の30%（財政力に応じて30～50%）について、後年度、普通交付税措置を講じることとしています。

3-3 フラット35 子育て支援型及び地域活性化型

コンパクトシティの形成に当たっては、居住の誘導も重要なポイントとなりますが、住宅金融支援機構において平成29年度に、「フラット35 子育て支援型及び地域活性化型」が創設されました。この制度では、自治体がコンパクトシティ形成に資する取組及び空き家の解消に資する取組として、補助金等の財政的な支援措置を講じている場合、住宅金融支援機構と協定を締結することにより、立地適正化計画における居住誘導区域内で新築住宅・既存住宅を取得する住民に対して支援が行われることとなっています。具体的な支援内容としては、住宅ローン（フラット35）の金利について、当初5年間▲0.25%の引下げが適用されます。

4. おわりに

立地適正化計画制度の創設から5年が経過する中、地域の活力を維持し、医療・福祉・商業等の生活機能を確保するためにも、適切に目標設定した立地適正化計画を作成し、目指すべき都市構造を実現するために必要な施策の達成状況を把握の上、PDCA サイクルを回すことが更に重要になってきます。

国土交通省のホームページにおいて、「立地適正化計画の取組状況」や「コンパクトシティの形成に関連する支援施策集」などのコンパクトシティ施策に関する情報等を随時公開しています。今後も、全国の都市において、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を推進していただくため、現場ニーズに即した支援施策の充実に積極的に取り組んでまいります。

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集：
http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000032.html